

道の駅・都市公園の一体的交流・観光拠点整備事業調査業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨及び公募型プロポーザル実施の目的

本業務は、江津市東部地域にある 2 つの公共施設（道の駅・都市公園）について、今後予定されている山陰道（福光－浅利間）開通後の交通需要の変化に対し、民間企業の取組みを核に、各施設が連携した、持続可能なディスティネーション・エリアの創出を目指すため、民間施設と道の駅、菰沢公園を一体的な官民連携した運営体制を構築するための調査を実施するものである。

本プロポーザルは、国土交通省の先導的官民連携支援事業（国庫補助事業）の採択を受けて実施する「道の駅・都市公園の一体的交流・観光拠点整備事業調査業務委託」の受注者を選定するに当たり、本市の特性等を十分に理解し、最も適切な企画提案した者を当該業務の最優秀提案者（優先交渉権者）として特定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 委託名

道の駅・都市公園の一体的交流・観光拠点整備事業調査業務委託

(2) 委託内容

道の駅・都市公園の一体的交流・観光拠点整備事業調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者選定された事業者の企画提案内容に応じて一部変更する場合がある。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 6 日まで

(4) 委託費限度額

12,080,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 支払条件

業務完了確認後の一括払い

3. 参加資格

本件に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。
- (2) 島根県または江津市から契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき、再生手続開始の申立がなされて

いない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号及び江津市暴力団排除条例（平成 24 年江津市条例第 1 号）に該当しない者であること。

4. 選考スケジュール

募集要項の公表	令和 7 年 5 月 1 2 日（月）
質問の提出期限	令和 7 年 5 月 2 0 日（火）午後 5 時（必着）
質問書に対する回答 （本市の HP へ掲載）	令和 7 年 5 月 2 7 日（火）
参加表明書の提出期限	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午後 5 時（必着）
参加資格の通知	令和 7 年 6 月 2 日（月）（予定）
企画提案書の提出期限	令和 7 年 6 月 1 6 日（月）午後 5 時（必着）
事業者選定審査の実施	令和 7 年 6 月 2 3 日（月）
審査結果の通知	令和 7 年 6 月 2 7 日（金）
契約締結	令和 7 年 7 月上旬予定

5. 質問及び回答に関する事項

- (1) 質問できる者

前記 3. 参加資格を満たしている者で、かつ参加表明書類を提出した者あるいは提出する意思のある者

- (2) 質問提出期間

令和 7 年 5 月 2 0 日（火）午後 5 時必着

- (3) 質問方法

質問書（様式 5）に記入し、10. 問い合わせ先及び提出先あてに電子メールで提出すること。

- (4) 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 2 7 日（火）に江津市ホームページに掲載する。
また、江津市の回答は、実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

6. 参加申込に関する事項

参加を希望する者は、以下により参加申込を行うこと。

- (1) 提出書類（各 1 部）

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 会社概要（様式 2）
- ③ 実績調書（様式 3）

- ④ 実施体制調書（様式４）
- ⑤ 納税証明書（国税：納税証明書（その３）、地方税：主たる事業所の都道府県民税及び市区町村民税に滞納がないことの証明）
- (2) 提出期限
令和７年５月３０日（金）午後５時必着
- (3) 提出方法
持参または郵送（特定記録、簡易書留または書留とする。）
郵送の場合は、提出期限までに必着とする。
- (4) 参加資格審査結果
審査結果は、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 参加の辞退
参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面（任意様式）で通知すること。

7. 企画提案に関する事項

企画提案書は、以下により作成・提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書
以下の内容を具体的に記載すること。
 - （ア） 調査方針
 - （イ） 事業全体の実施体制・工程
 - （ウ） 提案者の強みやノウハウ
 - （エ） その他独自に PR・提案したいこと
 - ② 見積書（任意様式）
- (2) 提出期限
令和７年６月１６日（月）午後５時必着
- (3) 提出方法
電子メール
- (4) その他
提出期間終了後は、提出書類の内容変更は受け付けないものとする。
提出された企画提案書等は返却しない。

8. 審査方法に関する事項

審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、江津市が設置する審査委員会において次のとおり実施する。審査委員会は非公開とし、選考の経過等に関する問い合わせには一切応じない。

ただし、企画提案者の数が5者を超える場合は、事前に書類選考を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を概ね5者程度とする。

(1) 企画提案

① 実施日

令和7年6月23日(月)

② 場所

江津市役所本庁舎 3階会議室3-1, 3-2

③ 実施時間

45分(プレゼンテーション25分間、質疑応答20分間)

④ 出席者数

本業務に関わる管理責任者を含め、3名までとする。

⑤ その他

- ・企画提案者(5者を超えた場合には、書類選考通過者)には、時間等について、別途通知する。
- ・プレゼンテーションは、企画提案者が持参するPCを使用して、プロジェクター及びスクリーンへの投影を予定しているため、プロジェクター等に接続可能なPCを準備すること。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(2) 評価

① 評価基準

評価基準及び配点は、別表のとおりとする。

② 受託候補者の特定

審査委員会において評価基準に基づき評価点を算出し、最も高い評価合計点を獲得した提案者を受託候補者とし、合わせて、評価合計点の順位に基づき次点者を特定する。ただし、最も高い評価合計点が60点未満の場合は、受託候補者として特定せず、該当者なしとする。最も高い評価合計点の提案者が複数ある場合は、審査委員会の協議により候補者の順位付けを行う。

(3) 審査結果

審査結果は全ての企画提案者に対して個別に通知する。

(4) 契約

受託候補者は、委託業務に係る仕様について企画提案書を基に本市と協議し、提案事項を反映した仕様を決定したうえで契約を締結する。

なお、協議が不調となった場合には、次点者を受託候補者として同様に協議する。

9. 留意事項

- (1) 企画提案書は、1者につき1提案とする。

- (2) 企画提案書の内容に基づく見積額は、物価の上昇等正当な理由が無い限り契約締結時に増額することは認めない。
- (3) 契約額は、令和7年6月第2回市議会定例会の議決を前提としているため、見積額と同額になるとは限らない。
- (4) 本事業の候補として特定されたことが、契約することを確約するものではない。
- (5) 受託候補者となった者は、その地位・権利を譲渡することはできない。また、契約締結後に当該業務の全てを第三者に再委託することはできない。当該業務の一部を第三者に委託する必要がある場合には、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- (6) 選考結果に対する質問には一切回答しない。
- (7) 企画提案書等が次の事項の1つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合には別途通知する。
 - ① 指定する提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- (8) 提出書類の作成・提出に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (9) 提出書類は、受託候補者の選定に必要な範囲において複製することがある。
- (10) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する者とする。ただし、受託者として特定された者が作成した企画提案書等は、本市が必要と認める場合に、その一部または全部を使用（複製、転記または転写等）することができるものとする。
- (11) 提出された書類は返却しない。

10. 問い合わせ先及び提出先

江津市役所 政策企画課政策企画係 担当：山崎、森下

〒695-8501

島根県江津市江津町1016番地4（江津市役所本庁舎3階）

電話：0855-52-7925

電子メールアドレス：seisakukikakuka@city.gotsu.lg.jp

(別表) 評価基準

評価基準及び観点	評価点
【企業・技術者等の実績・能力】 ・企業の経営状況・財務状況 ・配置予定技術者の知識、経験及び能力など	1 0
【業務の実施計画】 ・業務の特性、目的及び内容の理解度 ・業務実施手順の妥当性・業務量の把握状況及び工程表・人員配置の妥当性など	1 5
【企画提案内容】 ・本市の実情に関する精通度 ・課題の的確な整理 ・提案内容の具体性、実現可能性、先進性、独創性 など	6 0
【その他】 ・企画提案書とプレゼンテーションの整合性とわかりやすさ ・業務に対する意欲・姿勢、質疑応答の適切・迅速・柔軟性 ・見積内容・見積金額の妥当性など	1 5
合計	1 0 0